

納税の猶予・減免など

県税のしおり
令和7年度

税金は納期限までに納めなければなりませんが、納税者の事情により、納税の猶予や減免などが認められる場合があります。いずれも、納税者からの申請が必要となります。

● 納税の猶予

次の場合などには、1年以内(事情により最長2年)に限り納税が猶予される場合があります(ただし、猶予を受ける金額や期間によっては、担保の提供が必要になります。)

- ・ 本人の財産が災害により被害を受けたとき、又は盗難にあったとき
- ・ 本人もしくは本人の家族が病気にかかったとき、又は負傷したとき
- ・ 本人が事業につき著しい損失を受けたとき、又は事業を廃業・休止したとき
- ・ 納税することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる時

● 納期限の延長

災害などにより、期限までに申告や納税ができないときは、その災害などがやんだ日から2月以内に限り、申告期限又は納期限が延長されます。

● 災害などによる減免(主なもの)

災害その他特別の事情があるときは、その税金の一部又は全部が減免される場合があります。

区 分	内 容
個人事業税	・ 災害により被害を受けた場合 ・ 生活保護法の扶助を受けた場合
不動産取得税	・ 災害により不動産に被害を受け、それに代わる不動産を3年以内に取得した場合 ・ 取得から6月以内の不動産が、災害により滅失又は損かいた場合
自動車税 環境性能割	・ 災害により自動車に被害を受け、それに代わる自動車を6月以内に取得した場合 ・ 身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者のために使用する自動車で、一定の要件に該当する場合
自動車税 種別割	・ 災害により自動車に被害を受け、6月以内に修理が完了した場合 ・ 身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者のために使用する自動車で、一定の要件に該当する場合
個人県民税	・ 個人の市町村民税が減免された場合

● 更正の請求

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人県民税、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、産業廃棄物埋立税の申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見した場合、法定納期限から5年以内(特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2月以内)に限り、更正の請求をすることができます。

● 審査請求

県税についての課税又は徴収に関する処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から3か月以内に知事に対して「審査請求」をすることができます(審査請求書は、なるべく処分をした県税事務所を経由して提出してください。)